

CMCコンソーシアム運営会則

制定 平成30年5月18日

(名称)

一般社団法人日本ファインセラミックス協会（以下「JFCA」という。）は、Ceramic Matrix Composites (CMCs) に関するコンソーシアムを設け、CMCコンソーシアムと命名し、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

(目的)

第1条 CMCコンソーシアムはCMC研究の推進母体として、散在する研究機関・企業で行われている研究を有機的につなげ、CMC研究の効率化とスピードアップを図る。

(事業)

第2条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 CMCに関する国内外の情報収集及び提供（情報データセンター）
- 二 CMCに関する標準化活動の支援
- 三 CMCに関する研究の推進・支援
- 四 CMCの応用（用途）分野の拡大支援
- 五 CMCに関する講演会・勉強会の開催

(会員)

第3条 会員とは、本コンソーシアムの趣旨に賛同し、前条に規定する本事業の推進を図る者で、次条第1項に基づき入会を承認された法人会員及び個人会員をいう。

- 一 法人会員は、第14条第1項第一号に規定する会費を納入した法人、事業所又は団体とする。
- 二 個人会員は、第14条第1項第二号に規定する会費を納入した個人とする。対象となるのは、会員の推薦により会長が承認した者に限る。

(会員の入退会等)

第4条 本コンソーシアムに会員として入会を希望する者は、所定の申込書を

第6条第1項第一号に規定する会長（以下「会長」という。）あてに提出するものとし、第7条に規定する幹事会の承認により入会を決定するものとする。

- 2 会員が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を会長あてに提出し、当該退会届を受理した会長は、これを承認するものとする。この場合、退会以前に納付した第14条第1項に規定する会費は返還しない。また、会費の未納又は不足の場合にはこれを完納しなければならない。
- 3 会員は、所定の申込書に記載された会員名、住所、代表者名、その他、本コンソーシアムが定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を会長あてに届け出るものとする。
- 4 会員が次のいずれかに該当するものと認められるとき、会長は当該会員と協議の上、必要な場合は幹事会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。
 - 一 相当の理由なくして第14条第1項に規定する会費の滞納があるとき
 - 二 本コンソーシアムの名誉を傷つける行為のあったとき
 - 三 本会則を遵守せず、催告期間を定めた後においてもなお改善されないとき

（会員の権利及び義務）

第5条 会員は次の各号の権利を有する。

- 一 会員は、本事業に参加する権利を有する。
 - 二 法人会員は、会費を納入することにより総会において議決権を有し、総会出席にあたってはその議決権を他の法人会員に書面により委任することができる。
 - 三 個人会員は、総会に参加できるが、議決権を有することはできない。
- 2 会員は、次の各号の義務を負う。
- 一 会員は、第14条第1項に規定する会費を負担するものとする。
 - 二 会員は、第14条第2項の規定に基づき、総会で臨時費の徴収が議決された場合、それを負担するものとする。
 - 三 会員は、本コンソーシアムの定める規約、その他本コンソーシアムの運営に係る諸規程及び総会又は幹事会の議決を遵守し、本コンソーシアムの目的を達成するため本事業に協力するものとする。

（役員）

第6条 本コンソーシアムに、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 幹事 5名
 - 三 監事 1名
 - 四 事務局長 1名
- 2 会長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムを統括する。
 - 3 幹事は、本コンソーシアムの統括を補佐する。
 - 4 監事は、本コンソーシアムの職務の執行を監査する。
 - 5 事務局長は、本コンソーシアムの職務を統括する。
 - 6 会長が欠けたとき又は事故のあるときは、会長があらかじめ指名した幹事がその職務を代行する。
-
- 7 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(幹事会)

第7条 本コンソーシアムの運営を円滑に行うために、本コンソーシアムに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総会にて選任された役員から構成される。
- 3 幹事会の長は、会長が務める。
- 4 幹事会は、総会に議案を提出する。
- 5 幹事会の事務は、次条に規定する事務局が行う。

(事務局)

第8条 本コンソーシアムの事務局は、J F C A内に置く。

- 2 事務局は、J F C Aに所属する職員が務めることとする。

第9条 (幹事会の協議事項)

1. 幹事会の内容確認及び変更に関する事項
2. 本コンソーシアムの活動計画、運営、予算に関する事項

第10条 (幹事会の開催)

1. 幹事会の長は、1年間に2回以上開催する。
2. 幹事会の長は、開催日の15日前までに各役員に通知するものとする。
3. 幹事会の審議事項は、役員 of 全会一致をもって決定する。

(総会)

第11条 総会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。

- 2 総会は、執行機関たる幹事会の構成員として役員を選任する。
- 3 総会の議長は会長が務める。
- 4 総会は、幹事会が提出する議案のほか、本コンソーシアムの運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画及び第14条に規定する運営費に係る収支予算
 - 二 事業報告及び第14条に規定する運営費に係る収支決算
 - 三 その他、運営に関する事項
- 5 総会は議決権を有する会員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 議決権を有する会員のうち、総会に出席することができない者は、予め書面をもって他の議決権を有する会員に委任することにより、当該委任した会員と同一に議決権を行使することができる。

(臨時総会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計年度)

第13条 本コンソーシアムの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(運営費)

- 第14条 本コンソーシアムの運営費は、会員からの会費をもって充てる。
- 一 法人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、50万円/口、一口以上とする。ただし、JFCA正会員の一会計年度の会費は消費税を含み、25万円/口とし、一口以上とする。
 - 二 大学、国公立の研究機関（公設試含む）に所属する個人会員の一会計年度の会費は消費税を含み、1万円とする。
- 2 本コンソーシアムにおいて、特別の事業を行なおうとする場合には、幹事会で評議し総会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。
 - 3 本コンソーシアムは寄附金を受け、会費収入と分けて運用することが出来る。

(予算及び決算)

第15条 予算及び決算は幹事会で立案する。

- 2 幹事会は、当該年度の予算及び決算を総会に提出し承認を得るものとす

る。

- 3 事務局は、当該会計年度の収入及び使途並びに経理状況を幹事会に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第16条 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

- 2 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

- 2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(共同研究等)

第18条 本コンソーシアムの事業として研究・開発は行わないが、本コンソーシアムを基に会員間において個別に共同研究・開発への移行を行うことができる。

(解散)

第19条 本コンソーシアムの解散は、本コンソーシアムの運営が困難となった場合、幹事会及び総会の議決を経て会長がこれを行うものとする。

(会則の改廃等)

第20条 本会則の改廃については、総会の議決を経て定める。

(設置期間)

第21条 本コンソーシアムの設置期間は、2021年3月31日までとす

る。ただし、総会において事業継続が議決された場合、引き続き1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第22条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、幹事会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第23条 本コンソーシアムの会員等に関する個人情報は、本コンソーシアムの運営にのみ使用できるものとする。

附 則

この会則は、平成30年5月18日から施行する。